

徳島県人材確保・定着促進対策に係る調査分析業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

徳島県の人口は 70 万人の大台を割り込み、今後も全国を上回るペースで減少が進むことが見込まれており、極めて深刻な局面にある。この人口減少の根幹には、若年層、とりわけ女性の県外への流出という構造的な問題があり、本県の持続可能性に関わる喫緊の課題であると認識している。

本県の若年層の流出に歯止めをかけ、人材の確保と定着を促進するためには、的確な状況把握と客観的なデータに基づいた分析が不可欠である。そこで、県外企業に就職した若者および県内の大学生を対象に、そのキャリア観やライフプラン等に関する調査を行うとともに、県内企業にも雇用に関する意識調査を実施し、人材確保・定着促進に向けた方向性と施策を検討する際に必要となるデータの収集・分析等を行う。

2 業務概要

(1) 業務名

徳島県人材確保・定着促進に係る調査分析業務

(2) 業務実施形態

委託事業

(3) 委託業務の内容

別添「徳島県人材確保・定着促進対策に係る調査分析業務 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(5) 見積限度額

本業務の見積限度額は 14,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

3 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置又は指名回避の措置の対象となっていない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| ①参加申込書（様式第2号） | 1部 |
| ②誓約書（様式第3号） | 1部 |
| ③企画提案書（様式第4号） | 1部 |
| ④事業実施スケジュール（様式第5号） | 1部 |
| ⑤委託事業経費（様式第6号） | 1部 |
| ⑥法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | 1部（発行後3か月以内のもの、写し不可） |
| ⑦直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） | 1部 |
| ⑧会社等の概要がわかる資料（パンフレット等） | 1部 |

(2) 提出期限

○参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和7年7月11日（金）17時【必着】までに、「参加申込書（様式第2号）」を提出すること。

○企画提案書等の提出

令和7年7月16日（水）17時【必着】までに、5（1）②～⑧に記載する書類等を提出すること。なお、郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。なお、5（1）③～⑤については、併せてメールでの提出も行うこと。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県 企画総務部 政策企画課 企画担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電子メール seisakukikakuka@pref.tokushima.lg.jp

電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 2 1 9 7
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 2 1

6 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本公募要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 書類の作成は、A4縦版（片面印刷）横書きとし、10.5ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- オ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- カ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- キ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じさせるものではない。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- ケ 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、政策企画課長の了解を得ないで公表、又は使用してはいけない。
- コ 本要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- サ 企画提案書作成等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

7 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質疑書（様式第1号）により行うものとし、5（4）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答。

8 審査方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定委員会は、4～5名で構成するものとする。

(4) 選定に当たっては、企画提案書の内容についての書面審査を実施する。

(5) 審査の観点

- ① 事業目的、事業内容を十分理解した実施計画となっていること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性、専門性、実現性に優れていること。
- ③ 国の政策動向等を理解し、効果的な課題、データ分析が期待できること。
- ④ 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。
- ⑤ 事業を適切に遂行するための知識及び経験を有していること。
- ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(6) 選定終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知する。

9 選定スケジュール（予定）

令和7年6月23日（月）	募集開始
7月11日（金）17時	参加申込書締切・質問受付締切
7月16日（水）17時	企画提案書の提出締切り
7月17日（木）～22日（火）（予定）	書面による審査
7月下旬（予定）	結果通知・契約締結・業務開始

10 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

11 契約の締結

(1) 選定委員会から最優秀提案者の報告を受けた者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、

契約予定者と協議して定める。

(4) 徳島県と委託候補者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。